

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市施設開設準備経費助成特別対策事業補助金
補助事業等の目標	介護保険における入所施設等の円滑な開設に必要な経費を補助する。
補助事業等の対象者	<p>次に掲げる施設（以下「対象施設」という。）を設置する民間事業者であって、長野県施設開設準備経費助成特別対策事業等補助金交付要綱（平成 21 年 9 月 7 日付け 21 長福第 630 号社会部長通知。以下「県要綱」という。）に規定する施設開設準備経費助成特別対策事業（市町村補助事業に限る。）を行う者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定員 29 人以下の施設 <ol style="list-style-type: none"> (1) 小規模特別養護老人ホーム (2) 小規模介護老人保健施設 (3) 小規模ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） (4) 認知症高齢者グループホーム 2 小規模多機能型居宅介護事業所
補助対象経費	<p>対象施設の円滑な開設（新規開設又は定員増加）に必要な需用費・使用料及び賃借料・備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）・報酬・給料・職員手当等・共済費・賃金・旅費・役務費・委託料</p> <p>※開設前の 6 カ月間に係る経費に限る。</p>
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>（補助額の算定方法）</p> <p>補助単価に単位の数を乗じて得た額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を補助額とする。ただし、補助額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>（補助額）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助単価 600 千円 2 単位 新規開設又は増床の定員数 (小規模多機能型居宅介護事業所にあつては宿泊定員数) <p>【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】</p>
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成 22 年 4 月 1 日

<p>補助事業等の 終了時期</p>	<p>【終期が3年を超える場合の理由】 公的介護施設等の整備促進のため、継続して補助することが必要。</p>
<p>情報の 公表の方法等</p>	<p>補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。</p>
<p>その他</p>	<p>補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則に定める補助金等交付申請書に、次に掲げる県要綱第5に規定する書類を添えて当該補助金の交付を受けようとする年度の前年の9月1日までに市長に申請するものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。</p> <p>（1）事業計画書 （2）申請額算出内訳書 （3）収支予算（見込）書 （4）その他必要な書類</p> <p>申請者は、補助事業が完了したときは、規則で定める補助事業等実績報告書に次に掲げる県要綱第8に規定する書類を添えて補助事業の完了した日から起算して1カ月を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。</p> <p>（1）事業実績書 （2）精算額算出内訳書 （3）収支精算（見込）書 （4）その他必要な書類</p>
<p>提出書類</p>	<p>1 補助金等交付申請時 県要綱第5に規定する書類 （1）事業計画書 （2）申請額算出内訳書 （3）収支予算（見込）書 （4）その他必要な書類</p> <p>2 補助事業完了時 県要綱第8に規定する書類 （1）事業実績書 （2）精算額算出内訳書 （3）収支精算（見込）書 （4）その他必要な書類</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。</p>
<p>担当部署</p>	<p>諏訪市 健康福祉部 高齢者福祉課 介護保険係</p>